

全旅ペイメント加盟店規約

全旅ペイメント加盟店規約

第1章 総則

本規約は、サービス利用加盟店（以下、「甲」といいます。）と株式会社全旅（以下、「乙」といいます。）の間における、乙が提供する全旅ペイメントサービスの利用に関して、以下の通り全旅ペイメント加盟店利用契約（以下、「本規約」といいます。）として定めるものとします。

第1条 （用語の定義）

本規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「ショップ」とは、甲が運営する仮想の店舗をいいます。
- (2) 「取扱商品」とは、甲がショップで顧客へ販売または提供する、物品・サービス・権利・役務・ソフトウェア等をいいます。
- (3) 「顧客」とは、ショップにおいて取扱商品の購入を申し込んだ、または甲より当該申込を承認された、個人または法人をいいます。
- (4) 「通信販売」とは、ショップと顧客間で行われる取扱商品の販売・提供等の取引をいいます。
- (5) 「決済データ」とは、ショップと顧客間の取引において、決済事業者が決済処理のために用いるデータをいいます。
- (6) 「マーチャント管理ポータル」とは、甲がショップにおける甲と顧客との本件決済サービスを用いた取引の確認および決済データの処理を行うことを目的として、乙がウェブサイト上に設置するソフトウェアをいいます。
- (7) 「コンテンツ」とは、甲がショップで提供または表示する一切の情報をいいます。
- (8) 「収納代行サービス」とは、乙が提供する、取扱商品の代金（取扱商品の販売に係る租税公課、送料、その他手数料等を含む場合があるものとし、以下、「商品代金」といいます。）の回収または収納の代行、商品代金の回収または収納に係る情報の伝送・処理サービスおよびこれに付随するサービスをいいます。
- (9) 「決済品目」とは、収納代行サービスを構成する、次のサービスをいいます。
 - ① クレジットカード決済サービス
 - ② コンビニエンスストア決済サービス
 - ③ 銀行決済サービス
- (10) 「付随サービス」とは、収納代行サービスを構成する、次のサービスをいいます。
 - ① 本人認証サービス
 - ② 再取引サービス
 - ③ ファイル処理サービス
- (11) 「本件決済サービス」とは、甲が利用を申し込み、乙がその提供を受諾した収納代行サービスの一部または全部をいいます。
- (12) 「決済事業者」とは、本件決済サービスに含まれる各決済品目および付随サービスにおける次の事業体のいずれかまたはすべてをいいます。
 - ① クレジットカード決済サービスにおいては、乙が甲の代理人として、クレジットカード決済に関する業務を行うことを定めた契約（以下、「カード包括加盟店代理契約」といいます。）を締結したクレジットカード会社（以下、「カード会社」といいます。）
 - ② コンビニエンスストア決済サービスにおいては、乙が商品代金の収納並びにそれに係る情報処理サービスの委託に関する契約（以下、「コンビニ収納委託契約」といいます。）を締結したコンビニ収納代行会社（以下、「コンビニ収納代行会社」といいます。）
 - ③ 銀行決済サービスにおいては、乙が甲の代理人として、銀行決済に関する業務を行うことを定めた契約（以下、「収納業務委託契約」といいます。）を締結した銀行決済収納代行会社（以下、「銀行決済収納代行会社」といいます。）
 - ④ 本人認証サービスにおいては、乙が甲の代理人として、本人認証に関する業務を行うことを定めた契約（以下、「本人認証代理契約」といいます。）を締結したカード会社以下、カード包括加盟店代理契約、コンビニ収納委託契約、収納業務委託契約、および本人認証代理契約を総称して、「決済業務契約」といいます。
- (13) 「提携決済事業者」とは、各決済品目に関して、決済事業者と提携関係にあり、顧客から実際の商品代金の回収または収納を行う次の事業体をいいます。
 - ① クレジットカード決済サービス、本人認証サービスにおいては、カード会社の提携クレジットカード会社
 - ② コンビニエンスストア決済サービスにおいては、コンビニ収納代行会社と提携するコンビニエンスストア会社またはコンビニエンスストアチェーンのフランチャイジーであるコンビニエンスストア各店舗
 - ③ 銀行決済サービスにおいては、銀行決済収納代行会社と締結する各銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等（以下これらをまとめて、「金融機関」といいます。）

第2条 （本規約の目的）

本約款は、甲が本件決済サービスを利用する場合の甲乙間の関係につき定めるものとします。

第3条 (本規約の成立)

本規約は、甲が本件決済サービスの申込書(以下、「申込書」といいます。)の提出したときに成立するものとします。尚、店舗申請データに誤りがあった場合、乙は何ら責任を負わないものとします。

第4条 (本件決済サービスのサービス開始日)

乙は、甲が申込書に記載した利用開始希望日をもとに、本件決済サービスの開始日(以下、「サービス開始日」といいます。)を甲に通知するものとします。但し、甲は、甲が利用する決済品目のうち一部についてサービス開始日に利用できない場合があることを予め承諾するものとします。この場合、乙は、サービス開始日以降に提供可能となる決済品目については、当該決済品目のサービス開始日が判り次第甲に通知するものとします。なお、サービス開始日が複数日にわたって存在する場合には、最初のサービス開始日をもって本件決済サービスの開始日とします。

第5条 (第三者への委託)

1. 乙は、本件決済サービスの提供に必要な業務の一部を、乙の責任において決済事業者、提携決済事業者その他の第三者に委託できるものとします。
2. 前項に基づき乙がサービスの一部を委託する場合の、委託先の選択、委託先に対する監督並びに委託先の行った業務の結果について、当該再委託先が甲の指定によるものである場合を除き、乙が一切の責任を負うものとします。

第6条 (提供する商品またはサービス)

1. 甲は本件決済サービスを利用するにあたって、次の各号記載の事項を遵守するものとします。
 - (1) 甲がショップで提供し、または提供する予定の取扱商品は、甲が乙に申請した店舗申請データ、または今後甲が乙に提出し、乙が承認した修正後の店舗申請データに記載したものに限り、
 - (2) 甲の作成した販売条件や商品説明等を含むコンテンツの表示内容に基づく瑕疵のない取扱商品の販売または提供を行うこと
 - (3) インターネット上等で乙または決済事業者との間で本規約の遂行に必要な諸データの受け渡しができるシステム環境を有しており、同体制を維持すること
 - (4) 本規約の遂行に必要な諸データは、適法かつ公正な手段によって取得されたものであること
 - (5) インターネット上等で提供した取扱商品に関する発送およびアフターサービスの体制が整っており、同体制を維持すること
 - (6) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・古物等の販売にあたり許認可を得るべきまたは届出を行うべき商品等を取扱う場合は、あらかじめ乙にこれを証明する関連証書類を提出し、事前に乙および必要に応じて乙を通じて決済事業者の承認を得ること
2. 甲は、本規約に従って、取扱商品を顧客に販売もしくは提供することができるものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとします。
 - (1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法令の定め違反するもの
 - (2) 商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品および乙が別途指定した商品および乙が別途指定した商品、サービス等
 - (3) 回数航空券(JALビジネスクーポン、ANAスカイクーポン)及びJR回数券(新幹線指定回数券・新幹線エコノミー切符)
 - (4) 生き物
 - (5) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの
 - (6) 生命または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの
 - (7) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
 - (8) 通常人の射幸心をあおるもの
 - (9) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
 - (10) 第三者の著作権、商標権、意匠権および特許権等知的財産権を侵害するもの
 - (11) 第三者の財産またはプライバシーを侵害するもの
 - (12) 決済事業者または提携決済事業者のイメージを低下させる販売行為または提供
 - (13) その他公序良俗に反するもの
 - (14) その他、顧客に提供する取扱商品として不相当であると決済事業者が判断するもの
3. コンテンツの知的所有権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、甲の責任において解決するものとします。

第7条 (業務内容等の変更)

甲は、通信販売の方法、申込受付方法、課金形態等に変更が生じた場合はあらかじめ乙に届け出るものとし、乙が必要と認めた場合は別途書面による変更手続きを行うものとします。

第8条 (本件決済サービスの利用)

1. 甲は、本件決済サービスを、本規約の目的の範囲内かつ本規約に違反しない範囲で利用することができるものとします。
2. 乙は、甲が誤って送信した本件決済サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによってなんら責任を負いません。
3. 甲は、顧客とのトラブル、システム障害によるトラブル等予想されるトラブルにつき、一方的に顧客が不利にならないよう取り計らうものとし、甲が責任をとり得ない範囲について顧客が理解できるようショップに明示するものとします。
4. 甲は、顧客に対し取扱商品の購入の申込、承諾について、その仕組みを提示し、顧客が取引の成立時期を明確に認識できる措置を講じるものとします。
5. 甲は、顧客との間での取引に関する情報の二重送信や誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じるものとします。
6. 甲は、収納代行サービスの利用を目的として甲のサーバーのコンピュータ・プログラムを開発するために乙が甲に提供するソフトウェア（以下、「本件ソフトウェア」といいます。）の使用に関して、別紙2「決済情報処理サービス用開発ソフト使用規約」を遵守するものとし、当該コンピュータ・プログラムの開発（本件ソフトウェアの改変を含みます）は、乙所定のマニュアルに基づき、甲自身の費用と責任で行うものとします。
7. 甲は、本件決済サービスを利用して通信販売の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、本件決済サービスを利用して通信販売の申込を行った顧客に不利となる差別的取扱や本件決済サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとします。
8. 乙または決済事業者が本規約に関連し、顧客または第三者から異議、苦情などを受けた場合は、速やかに甲に通知するものとし、甲は、乙または乙を通じて決済事業者の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講ずるものとします。なお、上記通知もしくは指示は、甲の損害賠償義務を免除するものでないことを確認します。
9. 甲は、顧客に対して、以下の事項を甲のインターネットホームページ上または他のマルチメディアで明示することを努力するものとします。
 - (1) 顧客は、極力成人とすること、および、架空名義、匿名等本人以外の名義による申込みを禁止すること
 - (2) 甲と顧客間の契約成立の時期
 - (3) 顧客から取得する個人情報（クレジットカード情報を含む。）の利用目的ならびに適切な安全管理を実施する旨
10. 甲に第31条第2項各号に該当する事由が生じた場合、甲は、直ちに乙へ連絡するとともに、履行が完了していない甲の顧客にも連絡し責任を持って対応をするものとします。

第9条 (信用販売の方法)

1. 乙の承認が得られた場合であっても、甲において、当該カードの利用が無効カード、偽造カード、第三者による不正利用、その他正当な利用でないことを知り、もしくは知りうる状況にあった場合には、甲はカードによる信用販売を行わないものとする。なお、この場合、甲は、乙に対し直ちに事態を報告するものとする。
2. 甲は、有効なカードで申込みを行った顧客に対して、商品の販売代金ならびにサービス提供代金について手数料等を上乗せする等現金客と異なる代金の請求をすること、およびカードの円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとする。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払いを要求する等、に対して差別的取扱いは行わないものとする。
3. 前2項にかかわらず、甲は、乙が必要または適当と認めて、信用販売の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、これを行うことができない合理的な事由がある場合を除き、甲は、変更後の方法により信用販売を行うものとする。
4. 甲は、JR乗車券を信用販売する場合には表面余白に「C制」の印を押印して表示します。また、国内航空券を信用販売する場合には航空券備考欄に「C制SC」と表示し、CCCF（Credit Card Charge Form）によらない国際航空券を信用販売するときは、顧客名と航空券名義が同一である場合に限るものとします。
5. 乙の承認は、当該信用販売の申込者が顧客本人であることを保証するものでないことを、甲は承諾するものとする。

第10条 (顧客との紛議)

1. 甲は、顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置して当該窓口で受付ける苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うものとし、甲とその顧客との間で本件決済サービスにおける商品代金の回収または収納の原因関係たる売買取引の債務不履行等の瑕疵、不成立もしくは不存在等をめぐる苦情、紛争等が生じた場合であっても乙、決済事業者および提携決済事業者は一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとします。
2. 顧客からの甲の取扱商品に対する苦情・商品返品・商品取替・中途解約の請求・広告上の解釈・アフターサービス等については、甲がその全責任をもって速やかにその処理にあたるものとし、乙、決済事業者および提携決済事業者は一切迷惑をかけないものとします。

第11条 (買戻しの特約)

1. 甲は、下記のいずれかに該当した場合、乙の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとする。乙は、下記の何れかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、甲に対し、当該事由の存否を照会することができ、甲は速やかに、当該事由の不存在を証明しなければならないものとする。甲がこの証明を行わない場合には、乙の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとする。
 - (1) 顧客がクーリング・オフを行ったにもかかわらず信用販売の取消を行わない場合
 - (2) 顧客から売上債権に関し、カード利用の否認があった場合
 - (3) 本契約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合

第12条 (商品の告知)

1. 甲は、甲の責任と負担において、コンテンツ掲載、取扱商品告知の企画・制作を行い、乙または決済事業者から要請があった場合には、その内容を事前に乙に届け出るものとし、
2. 甲は、前項のコンテンツ掲載・取扱商品告知、その他広告の制作にあたり以下の事項を遵守するものとし、
 - (1) 特定商取引法、景品表示法、著作権法、商標法その他関連法令（外国の法令を含みます。）に違反しないこと
 - (2) 顧客の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと
 - (3) 公序良俗に反する表示をしないこと
 - (4) 以下の事項について表示を行うこと。但し、⑥の表示については、甲の利用できる決済事業者または提携決済事業者等から除外された場合は、直ちに撤去するものとし、
 - ① 甲の名称
 - ② 甲の所在地
 - ③ 甲の電話番号
 - ④ 甲の電子メールアドレス
 - ⑤ 甲の代表者および販売責任者の氏名およびこれらの者への連絡方法
 - ⑥ 決済事業者または提携決済事業者が提供する決済手段によって、顧客が利用できる旨
 - ⑦ その他、乙または決済事業者が必要と認めた事項
3. 甲は、取扱商品の告知にあたり商品価格をすべて円建てで表示するものとし、
4. 甲は、原則として販売日から2週間の間、取扱商品の返品・交換を受け付けるものとし、ショップ内にその旨を明記するものとし、但し、取扱商品の特性を鑑みて返品・交換を受け付けない場合、返品・交換期間が2週間に満たない場合はあらかじめ乙を通じて決済事業者の承諾を得るものとし、決済事業者の承諾を得た場合は、販売時点において返品・交換を受け付けない旨を明記するものとし、

第13条 (資料提供等)

1. 甲は、乙からショップの運営に必要な情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとし、
2. 乙は、甲が本規約に違反しているおそれがあると判断した場合、またはその事実が判明した場合、その事実または合理的な理由を甲に提示したうえで、甲の業務時間内において、甲の事業所内に立ち入り、甲の本規約の遵守状況を確認することができるものとし、
3. 甲は、決済事業者と乙との間の契約に定める事項について、決済事業者から甲に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとし、

第14条 (禁止事項)

1. 甲は、本件決済サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとし、
 - (1) 第6条に違反する行為
 - (2) 本件決済サービスにより利用する情報を改ざんする行為
 - (3) 本件決済サービスを本規約に定める商品代金の回収または収納以外の目的に使用する行為
 - (4) 有害なコンピュータ・プログラムなどを乙のシステムまたは第三者（顧客を含み、本条以下同様とします。）のコンピュータに送信または書き込む行為
 - (5) 第三者に成りすまし本件決済サービスを利用する行為、および甲に成りすまして本件決済サービスを利用させる行為
 - (6) 乙または第三者の著作権等知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為
 - (7) 第三者の設備等、または、乙および決済事業者による本件決済サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (8) 本規約の規定に反する行為
 - (9) その他法令に違反しまたは違反するおそれのある行為
2. 乙は、甲が前項各号に該当する行為を行っているか、もしくは当該行為を行うおそれがあると判断した場合、または決済事業者が甲の行う通信販売が不相当であると判断した場合は、甲に、ショップのコンテンツの全部もしくは一部の削除、または取扱商品の全部もしくは一部の提供の停止を求めることができるものとし、甲は、乙からかかる要求があった場合はこれに従うものとし、

第15条 (権利の帰属)

甲は、取扱商品に第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを甲が行った上で、取扱商品を提供するものとします。

第16条 (通知)

1. 乙から甲に対する通知は、別段の定めのある場合を除き、甲があらかじめ乙に通知した電子メールアドレスに宛てて電子メールにより行うものとします。但し、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行うものとします。
2. 乙から甲への通知は、前項により甲が通知した電子メールアドレスに宛てて電子メールを発信したときをもって甲に通知されたものとします。但し、前項但書の場合を除くものとします。
3. 甲は、乙からの通知の有無およびその内容を確認するため甲宛ての電子メールをその営業日において毎日1回は閲覧できる体制を維持するものとし、通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段を乙に通知するものとします。
4. 甲は、本規約に基づき乙へ届け出た氏名、名称、商号、所在地、電話番号またはその他の重要な事項を変更する場合は、事前に乙および乙を通じて決済事業者に対して乙または決済事業者所定の様式をもって提出するものとします。
5. 前項に定める場合のほか、甲は、取扱商品等の種別、銀行口座その他乙および決済事業者へ届け出た事項を変更しようとする場合は、乙または決済事業者所定の書類に変更事項および変更予定日等を記入のうえ、変更予定日の30日前までに乙および乙を通じて決済事業者へ提出するものとします。
6. 甲は、ショップのURLその他コンテンツの閲覧場所または電子メールアドレスを変更する場合、または、コンテンツを大幅に変更する場合、事前に乙に通知し、必要に応じその承諾を得るものとします。これらの通知および承諾は、乙所定の方法によるものとします。
7. 甲が第3項の通知、第4項および第5項の提出、または第6項の承諾取得を怠ったことにより生じた甲の損失その他の負担について、乙はその責を負いません。

第17条 (広告の掲載について)

1. 甲は、顧客に決済に関する手続きが完了した旨を通知するショップ上のウェブページに設定した広告枠（以下、「本媒体」といいます。）に、乙に対して本媒体に広告を掲載することを依頼した第三者（以下、「広告主」といいます。）の広告（以下、「表示広告」といいます。）を掲載するものとします。但し、甲が店舗申請データにて表示広告の掲載を拒否した場合、または店舗申請データにて除外申請を行った表示広告主にかかる表示広告は除きます。
2. 乙は、本件決済サービスに利用された決済データの一部（顧客の個人情報にあたるものを除く。）を収集・解析し、第三者から依頼を受けた広告のネットワーク配信（以下、「広告ネットワーク配信」といいます。）の目的のために利用することができるものとします。なお、甲は、甲の責任と費用負担において、当該決済データの利用について顧客に説明しその同意を取り付けるものとします。
3. 甲は表示広告掲載（広告ネットワーク配信を含む。以下同じ。）を拒否する場合、または除外する広告の変更を希望する場合、乙所定の変更依頼書（広告内容に関する変更手続き依頼する乙所定の書類、以下、「変更依頼書」といいます。）を乙に提出するものとします。
4. 乙は表示広告（第2項の広告を含む。以下同じ。）による甲または第三者に損害が生じた場合でも、乙は、法律上、事実上を問わずいかなる責任も負わないものとします。
5. 甲は、表示広告掲載を行うにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 乙が指定する個所以外で広告を掲載すること
 - (2) 画面の解像度を1280×960ピクセルに設定した場合に、表示広告の表示面積の2分の1以上が表示されないように設定すること
 - (3) 本媒体がスクリプトを使って新しいブラウザウィンドウを自動的に開き、当該ブラウザウィンドウに表示広告が掲載されるように設定すること
 - (4) 不実・不正の広告要求情報（乙が甲に対して別途通知する表示広告掲載に必要となる情報をいい、以下、「広告要求情報」といいます。）を提出すること
 - (5) 表示広告の内容および広告表示情報（甲から提出された広告要求情報を乙が処理し甲に提出する、本広告の表示のために必要な情報をいい、以下、「広告表示情報」といいます。）を改変すること
 - (6) 表示広告の内容および広告表示情報を本媒体に掲載する目的以外に使用すること
 - (7) 第三者に成りすますこと
 - (8) 乙または第三者の著作権等知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為をすること
 - (9) 表示広告を本媒体以外へ掲載すること
 - (10) 広告主（第2項の第三者を含む。以下同じ。）と表示広告の掲載にかかる契約を締結すること
6. 表示広告に関して発生する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下同じ。）、商標権その他の知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は、広告主または広告主に権利を許諾する権利者に帰属するものとします。
7. 表示広告の掲載にあたり、甲に発生した著作権等は、当該掲載により、何らの手続きを経ることなく、自動的に広告主に移転するものとし、甲は、この著作権について、広告主に対して、著作人人格権を行使しないものとします。
8. 甲は、本条第1項但書にて拒否、または除外申請された以外の表示広告は本件決済サービスと不可分一体のものであることを確認し、甲の責に帰すべき事由により表示広告が掲載なされず、かつ乙の何らかの警告にも関わらず改善

されない場合は、別紙1にて定める料金の見直しを検討する場合もある事を了承するものとします。

9. 乙は、甲のショップに埋め込んだ表示広告を通して取得するデータ（個人を特定できない範囲の情報）に関する一切の権利を有するものとし、本件決済サービスの機能向上や本件決済サービス以外の乙の事業のために使用する場合を除き、データを第三者に開示しないものとします。
10. 乙は、前項のデータを元に集計処理されたデータベースに関する一切の権利を有するものとします。

第18条 （収納代行サービスの停止または中断）

1. 乙は、以下の場合に該当する場合は、収納代行サービスの一部または全部の提供を停止する事ができるものとします。
 - (1) 乙、決済事業者等によるシステムの定期的な点検・補修のため
 - (2) 乙、決済事業者等がシステムの適正な運用のため必要と認めた場合
 - (3) 乙、決済事業者等のシステムによって甲のサーバー運用に支障が生じる、または支障が生じるおそれがある場合
 - (4) 乙、決済事業者等のサービスに使用する通信回線が輻輳または使用不能な場合
2. 乙が前項の収納代行サービスの停止を行う場合には、あらかじめ、その理由、実施期日および期間を甲に通知するものとします。但し、緊急の場合、または火災、停電、天災その他の不可抗力による場合は除くものとします。
3. 乙は、収納代行サービスにおける甲もしくは顧客と乙間の伝送に用いる第三者の回線または甲の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等収納代行サービスの運営障害について一切の責を負わないものとします。

第19条 （秘密保持）

1. 甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本規約に基づき知り得た相手方固有の業務上、技術上、営業上、その他一切の秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを、開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
3. 乙は、次の各号の一に該当する場合には秘密情報を第三者に開示できるものとします。
 - (1) 収納代行サービスにおける通常の取引の処理またはサービスの維持に用いる場合
 - (2) 顧客の同一性確認（本人確認）のために用いる場合
 - (3) 紛争の解決のために用いる場合
 - (4) 法令または政府当局もしくは裁判所の命令に従うために開示する場合
 - (5) 甲を特定しない形で統計的データを開示する場合
4. 第1項の第三者とは、甲および乙の役員・従業員、ならびに甲または乙が指定し相手方が同意した者以外の者をいいます。

第20条 （個人情報の取扱等）

1. 乙は本件決済サービスの遂行のため取扱を委託された個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号、その後の改正を含みます。）、「JIS Q 15001：2006 個人情報保護に関するマネジメントシステム—要求事項」により定義されるものおよび甲乙間で個人情報として取り扱うものとして同意した情報をいいます。）を、秘密として保持し、甲の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本件決済サービス提供以外の目的に利用しないものとします。
2. 乙は個人情報を取り扱うにあたって、個人情報の取扱責任者を定め、その指導のもとに個人情報を適切に保護するものとし、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。
3. 乙は、個人情報の管理状況を、甲に対して適宜報告するものとします。なお、報告の内容および時期については、甲乙協議の上、決定するものとします。
4. 乙は、前項の定めに関わらず、秘密情報に関わる事件・事故が発生した場合、または、その恐れがある場合、速やかに甲に報告しなければならないものとします。
5. 乙は、本件決済サービスが終了した場合または甲から要求があった場合、個人情報を直ちに削除するものとします。但し、乙は決済事業者との契約の義務を履行することを目的として個人情報を保有できるものとします。

第21条 （乙による商品代金の代理受領）

甲は、商品代金を乙が甲を代理して受領することにつき同意するものとします。

第22条 （決済手数料）

1. 甲は、本件決済サービス利用の対価を申込書、別紙1「本件決済サービスの提供に係る条件」および別紙3「決済手数料に関する課金条件」記載の通りに支払うものとします。
2. 決済手数料は、乙の收受方法により、次の2種類があるものとし、各々の料率、金額、名目等は申込書、別紙1「本件決済サービスの提供に係る条件」および別紙3「決済手数料に関する課金条件」記載の通りとします。

- (1) 甲への商品代金の入金の際に差し引くことによって収受するもの（以下、「差引決済手数料」といいます。消費税別、本条以下同様とします。）
- (2) 甲が乙の定める期日までに乙指定の銀行口座に振り込むことによって乙が収受するもの（以下、「払込決済手数料」といいます。消費税別、本条以下同様とします。）

第23条 （支払方法）

1. 乙は、商品代金の総額（クレジットカード決済サービスにおいては、乙または決済事業者による支払の拒絶、信用販売代金の返却等があった場合はそれを差し引いた額をいい、本条以下同様とします。）から差引決済手数料を差し引いた金額を甲の指定する金融機関に送金して支払うものとします。
2. 商品代金の総額が差引決済手数料に足りない場合は、甲は、差引決済手数料から商品代金総額を減じた金額を乙の定める期日までに乙の指定する金融機関に送金して支払うものとします。
3. 甲が前二項、その他本規約に基づき乙に支払うべき金額を、乙が正当と認める理由無くして乙の定める期日までに支払わなかった場合、乙は、当該期日後に第21条に基づき決済事業者から代理受領した商品代金から差し引くことにより、甲の乙に対する支払に充てることができるものとします。
4. 本条に従って、甲または乙が相手方に対する支払を行う際の銀行振込手数料は、支払を行う当事者が負担するものとします。
5. 甲が、本条第3項の支払を、乙の定める期日より2ヶ月を超えて遅延した場合には、乙は本件決済サービスの提供を停止することができるものとします。但し、この場合、甲は本件決済サービスにおける取引が無くとも支払うこととなる決済手数料を乙所定の方法により乙に支払うものとします。
6. 甲は、乙に対し、甲において以下の事項の1が生じた場合に、乙が直ちに第1項の支払いを留保する権限を付与するものとします。
 - (1) 甲が本件決済サービスの利用の申込に際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 甲が第14条第1項に該当する行為を行っていた場合
 - (3) 甲が自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (4) 甲の信用状態に変化が生じ、またはそのおそれがあると乙が判断した場合
 - (5) 甲が差押・仮差押・仮処分等の申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合
 - (6) 甲が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (7) 甲が本件決済サービスの利用において信用販売制度を悪用していることが判明した場合
 - (8) 甲が乙の同意なく決済手数料の支払を2回以上、または度々怠った場合
 - (9) 甲の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (10) 乙または決済事業者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (11) 甲が全旅クーポン利用停止の状態にある場合
 - (12) その他乙または決済事業者が不相当と認めた場合

第24条 （相殺）

甲が乙に対し、債務を負担している場合、甲の債務の弁済期到来前であっても、甲は自己の債務につき期限の利益を放棄し、いつにても甲の債権をもって対等額にて相殺することができる。

第25条 （地位の譲渡等の禁止）

1. 甲および乙は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 甲は、本件決済サービスに関して有する自己の決済事業者に対する債権について、譲渡、質入れ、担保提供その他の処分を行ってはならないものとします。
3. 合併または会社分割等により、甲から本規約上の地位を包括承継した者は、承継した日から30日以内に乙または決済事業者所定の書類を提出するものとします。上記期間内の書類提出がなかった場合、乙は何らの催告なくして本規約を解約できるものとします。

第26条 （賠償責任）

1. 甲および乙は、本規約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用または提供に関して、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。但し、かかる損害賠償責任の範囲は、相手方が被った直接かつ現実の損害に限られ、機会損失等の間接損害は含まれないものとし、乙は、収納代行サービスの合理的または回避不可能な変更や停止、または決済処理サービスの中断またはエラー（但し、甲に直接かつ現実の損害が生ずる乙の誤処理は除きます）に起因する甲の損害に対して賠償の責を負わないものとします。
2. 本規約に基づく乙の甲に対する損害賠償金の額は、乙の故意または重過失による場合を除き、当該損害賠償を行う時点で過去3ヶ月間に甲が乙に支払った決済手数料（但し、決済事業者の所定の手数料を含みません）の総額を上限とします。
3. 甲および乙は、本規約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用および提供に関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、自己の責任で解決するものとします。
4. 万一、乙と決済事業者間の決済業務契約が終了したことにより、乙による一部または全部の本件決済サービスの提供が不可能となった場合であっても、その理由のいかんを問わず、本規約の違反とみなされず、乙はそれによる責を負わないものとします。

5. 甲および乙は、本規約の履行が地震、洪水、戦争、内乱、法令の改廃、所轄官庁の命令その他の不可抗力の事由によって履行不能もしくは遅滞となった場合、相手方に対し損害賠償の義務を負わないものとします。

第27条 (契約期間)

本規約は契約締結の日から有効とし、サービス開始日の1年後の前日をもって期間が満了するものとします。但し、期間満了の2ヶ月前までに甲または乙いずれからも解約の意思表示がない場合は更に1年間同一条件にて延長するものとし、以降も同様とします。

第28条 (本件決済サービスの休止)

1. 甲は、本件決済サービスの休止希望日の2ヶ月前までに乙所定の内容を記載した書面による通知を行うことにより、本件決済サービスの利用を休止することができるものとします。
2. 甲は、本件決済サービスの再開を希望する場合には、再開希望日の1ヶ月前までに書面による再開申出を行い、乙の承諾を得て本件決済サービスを再開できるものとします。
3. 第1項に定める本件決済サービスの休止期間は6ヶ月を超えることができないものとし、本件決済サービスの休止日より6ヶ月が経過する日までに、甲からの前項の再開申出がなかった場合には、乙は本規約を解除することができるものとします。

第29条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、相手方に対し、自己および自己の役員等が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (6) 社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
 - (8) その他前各号に準ずる者
2. 甲および乙は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲および乙は、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引(本規約に基づく取引に限られない。本条において以下同じ。)の全部または一部を停止し、または相手方との契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、甲および乙は、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、相手方に対して何ら説明または開示する義務を負わないものとし、解除に起因したまたは関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認するものとします。
4. 甲および乙が第1項または第2項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、甲および乙は、その損害を賠償する義務を負うことを確認するものとします。

第30条 (中途解約)

1. 甲は、本規約有効期間中であっても、サービス開始日より1年が経過した後は、2ヶ月以上前の書面(電子メールを含む。本条において、以下同じ。)による通知により、乙が当該書面を受領してから2ヶ月以上が経過した日の属する月の末日を解約の効力発生日(以下、「解約日」といいます。)として、本規約を解約できることとします。この場合、申込書、別紙1「本件決済サービスの提供に係る条件」および別紙3「決済手数料に関する課金条件」の記載に基づき、解約日までに生じる料金を支払えば足りるものとします。
2. 乙は、本規約期間中に乙のコントロール外の事由により合理的な最善の努力をしても決済品目の一部またはすべての提供を継続することが困難とする事情が生じた場合、緊急かつやむを得ない事情による場合を除き、3ヶ月以上の事前の甲への通知により、当該決済品目の一部の提供の中止、または本規約の解約をすることができるものとします。

第31条 (契約違反等による契約の解除)

- 顧客からの苦情等により、乙または決済事業者により本規約の継続が不相当と判断され、乙が相当期間を定め催告を行ったにも拘らず当該事由が解消しない場合には、直ちに本規約を解除することができるものとします。
- 乙は、甲に以下の事項の1が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちに本規約を解除することができるものとします。
 - 本件決済サービスの利用を申込みするに際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - 第14条第1項に該当する行為を行っていた場合
 - 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - 甲の信用状態に問題が発生し、またはそのおそれがあると乙が判断した場合
 - 差押・仮差押・仮処分 of 申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合
 - 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - 本件決済サービスの利用において信用販売制度を悪用していることが判明した場合
 - 乙の同意なく決済手数料の支払を2回以上、または度々怠った場合
 - 甲の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - 乙または決済事業者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - その他乙または決済事業者が不相当と認めた場合
- 甲は、乙が以下の事由のいずれかに該当する場合には、直ちに本規約を解除することができるものとします。但し、本規約の軽微な違反に関しては、事前の催告を行ったにも拘らず、乙の解除事由が解消しない場合とします。
 - 本規約に違反した場合
 - 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - 差押・仮差押・仮処分 of 申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合
 - 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - 営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
- 甲および乙は、相手方が第1項乃至第3項各号の事由により本規約が解除された場合において、解除事由によって自己に生じた損害の賠償を第26条に従って相手方に請求することができるものとします。
- 甲が第2項各号のいずれかに該当した場合、甲は期限の利益を失い、乙が請求した場合は、直ちに、甲が乙に対して負担するすべての債務を一括で弁済するものとします。

第32条 (契約の終了に伴う措置)

- 本規約が終了した場合、甲は、直ちに本規約を前提とした取扱商品告知、取引誘因行為を中止するものとします。
- 本規約の終了以前に、甲が顧客から取扱商品購入の申込を受け付け、かつクレジットカード決済サービスにおいては決済事業者に売上請求がなされた、コンビニエンスストア決済サービス、銀行決済サービスにおいては顧客から入金された取引については、本規約の終了後においても本規約に従って甲、乙共にこれを履行するものとします。

第33条 (準拠法)

本規約は、日本法が適用され、日本法に準拠し解釈されるものとします。

第34条 (合意管轄裁判所)

本規約に関し、甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 クレジットカード決済サービス

甲が第1条第9号①に定めるクレジットカード決済サービスを利用する場合には、第1章に加え、本章を適用するものとします。

第35条 (用語の定義)

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「カード加盟店」とは、カード会社が当該カード会社の取扱うクレジットカードによる決済を認めた店舗をいいます。
- (2) 「カード売上請求」とは、カード会社に対して行う、クレジットカード決済における売上債権の譲渡請求および立替払い金の請求の両方またはいずれかをいうものとします。
- (3) 「信用販売代金」とは、カード加盟店の正当なカード売上請求に基づき、カード会社が売上請求された通信販売代金からカード会社所定の手数料（以下、「加盟店手数料」といいます。）を差し引き、カード加盟店に対して支払う義務を負う、または当該義務に従って支払った金員をいうものとします。

第36条 (乙への委託)

1. 甲は乙に対し、次の各号に記載する内容の業務を、乙が甲の代理人としてカード会社との間で行うことを委託し、乙はこれを受託します。
 - (1) カード会社への売上承認の依頼もしくは通信販売の申込
 - (2) 売上承認の取得
 - (3) 売上請求に関する業務
 - (4) 商品代金のカード会社からの受領
 - (5) その他、甲および乙で合意した業務
2. 甲の有する権利義務は、その前提となる乙とカード会社との間のカード包括加盟店代理契約が存続する限りにおいて存続します。
3. 乙は、同一のクレジットカードのブランド（以下、「カードブランド」といいます。）を取扱うカード会社の一部または全部を変更または追加することができるものとし、甲は、カード会社の変更または追加に際し、乙がその手続き上必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとします。また、同一のカードブランドのクレジットカードを取り扱う複数のカード会社のカード加盟店となった場合、当該カードブランドに関する最終仕向け先カード会社の決定は、乙の任意で行えるものとします。
4. 乙は、クレジットカード決済において利用できるカード会社を追加することができるものとし、甲は、カード会社の追加に際し、乙を通じてカード会社からその手続き上必要とする書類その他の提出を求められた場合は、それに応ずるものとします。
5. 乙は、クレジットカード決済サービスで利用できるカード会社および甲が利用可能なカード会社を、マーチャント管理ポータルに表示するものとします。

第37条 (提供する商品またはサービス)

1. 甲は、ソフトウェアのダウンロード販売等配送を伴わない取扱商品を取扱う場合は、あらかじめクレジットカードの不正使用防止策を講じた上で事前に乙に申し出、乙およびカード会社の認めた運用方法により通信販売を行うものとします。
2. 甲は、サービス・役務の提供でその商品代金を前払いする方式の取扱商品をクレジットカード決済サービスにおいて取扱うことはできないものとします。但し、乙および乙を通じてカード会社が個別に認めた場合はこの限りではありません。その場合、顧客がサービス・役務提供の契約期間中に中途解約の請求を申し出たとき、および未経過料金の返金を申し出たときは、甲がその全責任をもって対応するものとし、乙に一切迷惑をかけないものとします。尚、顧客に対する返金処理については、乙が認めた方法によるものとします。

第38条 (クレジットカード情報保持の原則禁止)

1. 甲は、顧客のクレジットカード番号、有効期限等のクレジットカードに関する情報（以下、「クレジットカード情報」といいます。）を原則として保持できないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、甲がクレジットカード情報を保持する場合、甲は、以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) クレジットカード情報の管理に関しては、すべて甲の費用と責任で行うものとし、クレジットカード情報への不正アクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩等が生じた場合に甲の責任で対応するものとし、乙にはなんら迷惑をかけないものとします。
 - (2) 甲はクレジットカード情報をクレジットカード決済の目的以外に利用してはならないものとします。
 - (3) 甲の責任において、クレジットカード情報への不正アクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩を防止するための合理的な安全対策を講じるものとします。
 - (4) クレジットカード情報の不正アクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故が発生した場合またはそのおそれがある場合、乙に直ちに連絡をするものとします。

第39条 (クレジットカード決済サービスの利用・提供)

1. 甲は、乙に対して、次の各号の行為を行う権限を付与するものとします。
 - (1) 甲がクレジットカード決済利用のために乙の所定の方法で提出した決済データをカード会社に伝送等により引渡すこと。なお、伝送を実行するために乙が第三者の提供するサービスを利用することは乙の任意とします。
 - (2) 過誤、詐欺または不正な取引の結果カード会社に伝送または磁気記憶媒体等により引渡された決済データおよびそれに基づく処理をキャンセルすること。
2. 甲は、カード会社から乙を通じて甲に対し、カード会社を利用した顧客の当該カード会社の利用した取引についての照会があった場合で、顧客の個人情報を要求された場合には、当該顧客の個人情報を取得し、カード会社へ提供する義務を負うものとします。
3. 甲は、乙のマーチャント管理ポータルにアクセスすることにより乙がクレジットカード決済サービスにおいて処理した決済データを適宜確認するものとします。

第40条 (売上承認の取得)

甲は取扱商品についてクレジットカードを支払方法とする通信販売の申込を顧客から受け付けた場合は、乙所定の方法により、その全件についてカード会社の売上承認を受けるものとします。万一カード会社の売上承認を得ないで通信販売を行った場合、甲は、当該商品代金について一切の責任を負うものとします。

第41条 (本人確認)

1. 甲は、顧客より通信販売の申込の受付を行う場合、その申込者が本人名義で保有するクレジットカードによる申込であるかの確認を行うものとします。
2. 甲が本人以外のものを正当にクレジットカードを保有している本人と誤認して通信販売を行ったことにより生ずる紛争については、すべて甲がその責任と費用において解決するものとします。

第42条 (商品の発送)

1. 甲は、顧客から通信販売の申込を受け付けた取扱商品を、申込受付後（売上承認が得られた旨の通知を乙またはカード会社から受領後）速やかに、顧客の指定した送付先に発送し、もしくは乙およびカード会社が認めた方法により提供するものとします。
2. 甲は、取扱商品の発送もしくは提供が直ちに行えない場合、またはその遅延が発生した場合には、速やかに顧客に対し発送時期または提供時期を書面または電子メールにて通知するものとします。
3. 甲は、顧客が取扱商品の発送先として郵便局内私書箱・私設私書箱等、取扱商品の受領確認が不明確となるおそれのある住所を指定した場合は、当該住所に取扱商品を発送しないものとし、顧客にその旨を連絡するものとします。
4. 甲がソフトウェア等のダウンロード販売を行う場合は、乙およびカード会社が認めた方法による顧客の購入承諾をもって取扱商品の発送とみなすものとします。
5. 甲は、取扱商品の引渡に係わる商品発送簿を整備し、運送会社の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等を保管するものとします。

第43条 (クレジットカード決済サービスによる通信販売の支払区分)

クレジットカード決済サービスにおいて、顧客が利用出来る通信販売の支払区分は、別紙4「クレジットカード決済サービスの利用条件」の通りとします。

第44条 (売上情報)

1. 甲は、クレジットカードを支払方法とする取扱商品を発送または提供した場合は、乙がカード会社に提出する売上票または売上請求データ（以下、総称して「カード売上情報」といいます。）を、乙所定の方法により、乙に提出するものとします。
2. 甲は、前項のカード売上情報を提出するに際し、以下に定める日を売上日とするものとします。
 - (1) 甲が物品の販売をした場合は、物品の発送日
 - (2) 甲がサービス・役務を提供した場合は、サービス・役務提供日
3. 甲は、本条第1項のカード売上情報の提出にあたり、次の事項を行ってはならないものとします。
 - (1) 現金の立替、過去の売掛金の回収等、当該通信販売によって発生した債権以外の債権を記録すること
 - (2) 1回の取引について、複数の取引に分割して売上情報を提出すること。なお、1回の取引とは甲における1回の商品発送のことをいう
 - (3) 事実と異なる期日や架空・水増しした商品代金を記録する等の不実・不正の売上情報を提出すること

第45条 (クレジットカード決済サービスにおける売上請求)

1. 甲は、乙がカード売上情報をカード会社宛に送付し、当該カード売上情報がカード会社に到着した場合に、甲からカード会社に当該カード売上情報にかかる商品代金のカード売上請求がなされたものとなることを承諾します。
2. 甲は、甲がカード売上情報を、別紙4「クレジットカード決済サービスの利用条件」記載の締切日まで乙に提出しなかった場合は、カード会社が当該商品代金のカード売上請求を拒否できること、および乙がカード売上情報をカード会社に提出する義務を負わないことを確認するものとし、その場合、当該商品代金の回収について乙およびカード会社は責任を負わないものとします。
3. 乙は、甲に第31条第1項および第2項記載の事由が生じた場合、甲のカード会社に対するカード売上請求を一括し

て取消することができるものとします。この場合、甲は乙を経由して即座にカード会社に買戻代金を支払わなければならないものとします。

第46条 (カード会社による支払の拒絶、留保)

1. 甲は、カード売上請求に関し以下の事由に該当した場合には、乙またはカード会社がカード売上請求の受付を取消し、または信用販売代金の支払を留保することができることを確認します。
 - (1) 顧客と通信販売に係る契約を解除した場合
 - (2) 第44条第3項に該当する場合
 - (3) 顧客が当該通信販売に関し利用覚え無し、金額相違等の疑義を申し出た場合
 - (4) 第48条に係る問題が生じた場合において、カード会社が顧客より当該商品代金の支払拒絶・支払留保等の申出を受けた場合
 - (5) 第50条に定める関係書類またはデータの提出に応じられなかった場合
 - (6) その他クレジットカード決済サービスの定めに違反して取引が行われたことが判明した場合
2. 甲は、クレジットカードを支払手段とする通信販売に関し、乙またはカード会社が調査の必要があると認めた場合、乙またはカード会社がその調査が完了するまで信用販売代金の支払いを留保できることを確認します。
3. 甲は、前二項またはその他の事由により乙またはカード会社がカード売上請求の受付を取消した場合、もしくは支払いを留保した場合（以下、あわせて「取消等」といいます。）、またはカード会社が取消等のおそれがあると乙に通知した場合、乙の責に帰すべき事由による場合を除き、乙が甲に対して当該取引に関する一切の支払の義務を負わないことを同意します。
4. 乙は、カード会社が乙に対して信用販売代金を支払った後に、第1項その他の事由により乙またはカード会社がカード売上請求の受付を取消した場合、またはカード会社が取消等のおそれがあると乙に通知した場合、甲に代わってカード会社に当該信用販売代金を返還できるものとします。
5. 前項の規定により乙がカード会社に信用販売代金の返還を行った場合、乙は、当該信用販売代金相当額につき、甲に対して求償権を行使することができるものとします。当該求償権の行使は、甲に対して乙の指定する金融機関の口座への当該信用販売代金相当額の振込送金を求める方法または信用販売代金返還以降に甲に対して支払う信用販売代金から当該求償権相当額を差し引く方法によることができるものとします。

第47条 (クレジットカード決済における商品代金の返却)

甲は、前条第1項の場合で、カード会社から当該信用販売代金の支払後の場合には、カード会社が甲に対して当該信用販売代金の返却を請求または、カード会社が次回以降の甲に対する信用販売代金から当該信用販売代金相当金額を相殺できるものとされていることを確認します。カード会社から要求があった場合、もしくは支払金が相殺するに足りない場合には、甲は即座にカード会社に対し返却すべき金額を支払わなければならないものとします。

第48条 (分割払いまたはリボルビング払いに関する紛議)

甲は、取扱商品のクレジットカードによる分割払いまたはリボルビング払いの売上に関し、顧客がカード会社もしくは顧客の所属する他のカード会社等に、割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を申し出た場合は、次の各号に定める通りに処理されることを確認します。この場合にカード会社から乙に対し通知があったときは、乙は遅滞なく甲に対し通知するものとし、乙は、乙の責に帰すべき事由による場合を除き、甲に対し何らの責任も負わないものとします。

- (1) 甲は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
- (2) 当該顧客の支払い停止の抗弁の主張がカード会社による当該商品代金金額の支払い前の場合は、乙またはカード会社は、当該抗弁の事由が解消されない限り、当該金額の支払を留保または拒絶することができ、カード会社による当該商品代金の支払い後の場合は、甲はカード会社から請求があり次第、乙を通じて当該商品代金相当額を遅滞なく返却するものとします。
- (3) 当該抗弁事由が消滅し、カード会社から当該商品代金が乙に支払われた場合は、乙はクレジットカード決済サービスに準じて甲に当該商品代金相当額を支払うものとします。

第49条 (通信販売の取消)

甲は、顧客との通信販売を取消した場合は、乙所定の方法により速やかに乙および乙を通じてカード会社に通知するものとします。

第50条 (商品注文票等の保管)

甲は、商品発送簿を整備し、荷受伝票等の証明書またはデータについて責任を持って7年間保管し、乙またはカード会社の要請がある場合はいつでも提示するものとします。

第51条 (信用情報機関等への照会および登録)

1. 甲は、カード加盟店契約を締結したカード会社が、他のクレジットカード会社や金融機関並びにカード会社が加盟する信用情報機関等（以下、これらの会社、機関等を「信用情報機関等」といいます。）から甲に関する情報を入手し、加盟申し込み時における審査、加盟以後の適格性についての再審査を行う際に、この情報を使用することにあらかじめ同意するものとします。
2. 甲は、クレジットカード決済サービスおよびカード加盟店契約により生じた客観的な取引事実に基づく信用情報が信用情報機関等に登録されること、およびこれらの信用情報機関等が自己の取引上の判断のため、この情報を利用す

ることにあらかじめ同意するものとします。

第52条 （加盟店情報交換への登録および共有）

甲は、顧客からの苦情に基づき決済事業者が事実確認をした結果、顧客等の保護に欠ける行為があると判断した場合、その情報は社団法人日本クレジット協会が運営する加盟店情報交換センターへの登録される事、および加盟店情報交換センターに加盟する決済事業者間で情報が共有される事に同意するものとします。

第53条 （カード会社に対する責任）

甲および乙は、相手方が本規約に関連してカード会社に損害を与えた場合には、甲と乙が連帯して、カード会社の被った損害の賠償責任を負うことをカード会社が条件としていることに同意します。

第3章 コンビニエンスストア決済サービス

甲が第1条第9号②に定めるコンビニエンスストア決済サービスを利用する場合には、第1章に加え、本章を適用するものとします。

第54条 (用語の定義)

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

「コンビニエンスストア決済サービス」とは、乙が決済事業者との間で締結したコンビニ収納委託契約に基づき、乙が提供する、ショップにおける取扱商品代金の収納並びにそれに係る情報処理サービスをいいます。

第55条 (乙への委託)

1. 甲は乙に対し、以下の業務を委託し、乙はこれを受託します。
 - (1) コンビニ収納代行会社への商品代金の収納依頼
 - (2) 収納された商品代金の入金に関する情報のコンビニ収納代行会社からの受領
 - (3) 収納代金のコンビニ収納代行会社からの受領
 - (4) その他甲および乙で合意した業務
 - (5) その他、前各号に付随関連する業務
2. 乙は、コンビニエンスストア決済サービスで利用できるコンビニエンスストアチェーンを追加することができるものとし、甲は、コンビニエンスストアチェーンの追加に際し、乙がその手続き上必要とする書類その他の提出を求められた場合は、それに応ずるものとします。
3. 乙は、コンビニエンスストア決済サービスで利用できるコンビニエンスストアチェーンおよび甲が利用可能なコンビニエンスストアチェーンを、マーチャント管理ポータルに表示するものとします。

第56条 (顧客との契約)

1. 甲および乙は、甲が行う取扱商品の販売またはサービスの提供は、甲と顧客との間の契約（以下、「件外契約」といいます。）関係であり、取扱商品の発送から顧客の授受完了までも含め、決済事業者および提携決済事業者は直接・間接を問わず、件外契約に一切関係しないことを確認します。
2. 乙または決済事業者は、コンビニエンスストア決済サービスの提供に関連し、顧客または第三者から異議、苦情などを受けた場合は、速やかに甲に通知するものとし、甲は、乙または乙を通じて決済事業者の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講ずるものとします。なお、上記通知もしくは指示は、甲の損害賠償義務を免除するものでないことを確認します。
3. 甲は、顧客に対して、以下の事項を甲のインターネットホームページ上または他のマルチメディアで明示することを努力するものとします。
 - (1) 顧客は、極力成人とすること、および、架空名義、匿名等本人以外の名義による申込みを禁止すること
 - (2) 件外契約成立の時期
 - (3) 顧客の個人情報の登録、利用
 - (4) 件外契約が附合契約のため随時変更があることの承認

第57条 (コンビニエンスストア決済サービスの内容)

1. 乙は、甲から受領した商品代金の情報（以下、「購入情報」といいます。）をもとに、決済事業者または提携決済事業者の代金収納システムにて顧客に対して発行された、または登録された払込依頼票または受付番号に記載/登録されている取扱商品の購入代金（消費税等を含み、本条以下同様とします。）を定められた収納期限内において甲に代わって現金（日本円貨）にて収納する業務を行うものとします。
2. 甲が顧客に払込依頼票または受付番号の内容を携帯電話等の画面に加工して提供する場合は、乙を通じて提携決済事業者にその旨を事前に申し出て、提供画面の承認を得るものとします。
3. 決済事業者は、顧客がコンビニ各店または金融機関に持参した払込依頼票または受付番号に登録された料金収納情報に基づき、払込依頼票に記載されている金額を収納し、料金収納データを乙および乙を通じ甲に提供するものとします。
4. 払込依頼票には顧客が提携決済事業者にて件外契約の問合わせや変更、取消、返品、返金等は出来ないことを記述していることと、収納後に渡す払込受領証（以下、「受領証」といいます。）にも代金支払後の件外契約の変更、取消、返品、返金等は出来ないことを明記するものとします。また提携決済事業者において領収書は発行できないものとします。

第58条 (甲の責任)

1. 甲は件外契約成立後、甲の顧客に対し取扱商品の発送またはサービスの提供をすみやかに履行し完了させるものとします。
2. 甲に第31条第1項または第2項各号に該当する事由が生じた場合、甲は、ただちに乙に連絡するとともに、件外契約成立後、履行が完了していない甲の顧客にも連絡し責任を持って対応をするものとします。

第4章 銀行決済サービス

甲が第1条第9号③に定める銀行決済サービスを利用する場合には、第1章に加え、本章を適用するものとします。

第59条 (乙の委託)

1. 甲は乙に対し、以下の業務を委託し、乙はこれを受託します。
 - (1) 銀行決済収納代行会社への商品代金の収納依頼
 - (2) 収納された商品代金の入金に関する情報の銀行決済収納代行会社からの受領
 - (3) 収納代金の銀行決済収納代行会社からの受領
 - (4) その他甲および乙で合意した業務
 - (5) その他前各号に付随関連する業務
2. 乙は、銀行決済サービスで利用できる銀行を追加することができるものとし、甲は、銀行の追加に際し、乙がその手続き上必要とする書類その他の提出を求められた場合は、それに応ずるものとします。

第60条 (銀行決済サービスの内容)

1. 乙は、顧客が通信販売における商品代金の支払方法に銀行決済を選択した場合に、当該通信販売にかかる情報のうち、決済事業者所定の決済データを決済事業者のサーバーに引き継ぐとともに、顧客に対して決済事業者所定の方法により決済処理手段を提供するものとします。なお、決済事業者所定の決済手段の詳細については別途乙が提供するマニュアルに定めるものとします。
2. 乙は、顧客が前項の決済処理手段において決済事業者所定の支払手続き（以下、「支払手続き」といいます。）を完了した場合に、決済事業者を通して商品代金を顧客から受領することにより、当該通信販売における商品代金の回収を行います。但し、当該顧客が銀行決済による支払を選択したにもかかわらず、その後、組戻または甲・乙・決済事業者等のシステム障害、その他の理由により顧客の支払手続きが完了しない場合は、この回収は行われなないものとします。
3. 甲は前項により決済事業者が顧客から商品代金を受領した事をもって、顧客の売買取引代金の支払は完了したとみなされることに同意します。
4. 乙は、第3項に基づき顧客による支払手続きが完了し、決済事業者から当該支払手続き完了情報を受領した場合には、速やかに当該情報を甲に通知するものとします。

第61条 (収納代金の返却)

1. 甲と顧客との取引解消等により、甲から顧客への決済代金の返却が必要となった場合、甲は、自己の責任において遅滞なくこれに対応するものとし、乙は一切責任を負わないものとします。
2. 乙が前項に関連して何らかの損害を被った場合、甲は直ちにこれを補償するものとします。

第5章 本人認証サービス

甲が第1条第10号①に定める本人認証サービスの利用を希望する場合には、第1章および第2章に加え、本章の規定を適用するものとします。

第62条 (用語の定義)

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「本人認証サービス」とは、甲がショップにおいて、通信販売の申し込みをネットワークで受け付ける際に、Visaブランドにおいては「Visa 認証サービス」、MasterCardブランドにおいては「SecureCode」およびJCBブランドにおいては「J/Secure」の名称で提供されるカード会社が各々提供する本人認証方式による認証手続きを利用するためのサービスをいいます。
- (2) 「参加ショップ」とは、ショップのうち、本章の規定を承認のうえ、乙所定の方法により乙へ本人認証サービスへの参加を申し込み、乙を通じてカード会社が本人認証サービスへの参加を認めた通信販売を行うショップをいいます。
- (3) 「参加会員」とは、カード会社が各々定める本人認証サービスの利用を申し込み、当該利用を承認された会員をいいます。

第63条 (本人認証サービスへの参加)

1. 甲は、参加ショップとなることを希望する場合は、以下の書面を乙に提出して本人認証サービスへの新規参加を申請するものとします。
 - (1) カード会社所定の様式による本人認証サービス参加申請書
 - (2) その他カード会社が請求する書類
2. 乙は、前項の申請に基づき、カード会社より参加の是非についての通知を受領した場合は、速やかに当該是非について甲へ通知を行い、当該通知の内容が、乙の本人認証サービスへの参加の承諾であった場合には、当該通知の甲への到達をもって甲とカード会社間の契約の成立がしたものとみなすものとします。
3. 甲は、参加ショップとなった場合にカード会社から付与されるIDおよびパスワード等(以下、「ID等」といいます。)の管理および、通信販売の申込者がカード会社よりカードを貸与されている本人であることの認証を得るためのカード会社所定の手続(以下、「本人認証手続」といいます。)を、乙に委託するものとします。
4. 甲は、参加ショップにおいて本人認証サービスの利用を開始する開始希望日を開始希望日の45日前までに乙に連絡するとともに、乙より、本人認証サービス開始予定日の連絡を受けた場合には、当該開始予定日の30日前からカード会社が指示した内容をショップ上で顧客に告知するものとします。なお、本項に違反した場合、参加ショップは、本人認証サービスの利用を開始してはならないものとし、開始したことにより起こる一切の事象に関しては、甲が自己の責任と費用により処理するものとし、乙に対し何ら迷惑をかけないものとします。

第64条 (本人認証サービスの利用)

1. 甲は、本人認証サービスを正常に利用するために必要な甲のサーバー用コンピュータ・プログラムの開発(本件ソフトウェアの改変を含みます)について、乙所定のマニュアルに基づき、甲自身の責任と費用で行うものとします。
2. 甲は、参加会員から通信販売の申し込みを受け付けた場合、乙に対し本人認証手続の実行を依頼するものとします。
3. 乙は、甲による本人認証手続の結果をカード会社から受領し、当該結果を甲に送付するものとします。
4. 甲は、前項に基づく本人認証手続の結果、参加会員が本人でないとの結果を得た場合および処理結果の通知に付された情報を乙にて検証し失敗したとの結果を得た場合には、当該参加会員に対し通信販売を行ってはならないものとします。
5. 前項にかかわらず甲が当該参加会員に対し通信販売を行った場合には、当該通信販売にかかる一切の責任を甲単独で負うものとし、当該通信販売申込者への対応は甲が責任を持って行き、乙およびカード会社に対し何ら迷惑をかけないものとします。
6. 甲は、本人認証サービスを利用した通信販売における売上承認手続において第3項の本人認証手続の処理結果を示す符号を乙所定の形式に従って付加しなければならないものとします。なお、当該売上承認手続の結果、カード会社より通信販売不可の処理結果を得た場合は、甲は、通信販売を行ってはならないものとします。
7. 乙は、カード会社のシステムの不具合により本人認証サービスの提供が停止または中止した場合であっても、何ら責任を負わないものとします。

第65条 (使用許諾)

1. 乙は、本人認証サービスの提供にあたり、乙の有する本人認証システム(以下、「本件システム」といいます。)の非独占的な使用権を甲に許諾するものとします。
2. 乙が使用を許諾した本件システムの使用期間は、サービス開始日から、本章の終了時までとします。
3. 甲は、本件システムを本人認証サービスにのみ使用できるものとします。

第66条 (買戻し特約の追加および例外)

1. 甲および乙は、第46条の「カード会社による支払いの拒絶、留保」の条項における、カード会社による支払いの拒絶、留保の対象事由に、「甲が本章のいずれかの条項に違反した場合」を追加することにつき、合意するものとしま

す。

2. 甲が行った通信販売にかかわる売上債権の譲渡または立替払いのうち、以下に該当する通信販売にかかる売上債権または立替については、カード会社の会員より、当該通信販売に関し「利用覚えなし」または「金額の相違」等の申し出があったことのみを理由として、売上債権の譲渡または立替払いの取消しまたは解除は行われないものとします。
 - (1) 第64条の本人認証手続を実施した結果、カード会社から参加会員が本人であるとの通知を受けかつその結果を示す符号を付加して行った売上承認手続の結果、カード会社から売上承認を得た通信販売
 - (2) 前号の他、個別にカード会社が債権譲渡または立替の取り消しまたは解除を行わない旨認められた通信販売
3. 第2項に該当する場合であっても、甲が本章、第1章、第2章のいずれかに違反した場合の他、カード会社が、参加ショップにおける参加会員からの「利用覚え無し」または「金額の相違」等の月間の申し出が著しく多いと判断した場合、カード会社は売上債権の譲渡または立替払いを取り消しまたは解除できるものとします。

第67条 (標識等の表示)

甲は、カード会社が指示した場合には、本人認証サービスの利用を開始した日以降その利用を終了するまでの間、参加ショップであることを示すカード会社指定の標識および内容を、ショップの見やすい箇所に表示するものとします。

第68条 (情報の取扱)

甲は、本人認証サービスの利用により知りえた本人認証手続の結果などの参加会員に係る個人情報を第三者に漏洩してはならないものとし、かつ第1章、第2章および本章に基づく業務遂行の目的の範囲外で利用をしてはならないものとします。なお、本条の義務は、本章の終了後においてもなお存続するものとします。

第69条 (「本人認証サービス」利用の解除)

乙は、甲が次のいずれかに該当する場合、甲に対し事前の相当期間を定めた催告を行ったにも拘らず、甲の解除事由が解消しない場合には本章を解除することができるものとします。

- (1) 本章のいずれかに違反した場合
- (2) 参加ショップとなる旨の参加申込時に虚偽の申請をした場合
- (3) 本人認証サービスの利用に際し必要とされる義務の履行を行わなかった場合

第70条 (「本人認証サービス」利用の一時停止)

1. 乙は次のいずれかに該当する場合、甲へ事前に通知を行ったうえで本人認証サービスを一時停止または中止できるものとします。
 - (1) システム保守その他本人認証サービス運営上の必要がある場合
 - (2) その他乙が必要と判断した場合
2. 乙は次のいずれかに該当する場合、甲への事前通知または承諾なくして本人認証サービスを一時停止または中止できるものとします。
 - (1) 天災、停電、その他本人認証サービスを継続することが困難になった場合
 - (2) 本人認証サービス提供のためのハードウェアまたはソフトウェアの移設、保守、点検または工事のうち緊急性を要する場合
 - (3) 本人認証サービス提供のためのハードウェアもしくはソフトウェアに障害が生じ、または障害発生のおそれが検出されたことにより、保安上緊急措置を要する場合
3. 乙は、本人認証サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

第6章 再取引サービス

甲が第1条第10号②に定める再取引サービスの利用を希望する場合には、第1章および第2章に加え、本章の規定を適用するものとします。

第71条 (再取引サービス)

「再取引サービス」とは、クレジットカード決済において、甲が与信処理または与信売上処理のために乙に伝送したクレジットカード番号を乙の決済データ処理サーバー上に保管しておき、その後の取引においては甲が当該乙の決済データ処理サーバーに保管されたクレジットカード番号を用いて新たな与信処理または与信売上処理を実行することができるサービスをいいます。

第72条 (再取引サービス利用の条件)

1. 甲は、再取引サービスを利用するにあたってのセキュリティの導入については甲自身の責任と費用で行うものとします。
2. 甲は、再取引サービスの利用条件が、成りすましや、漏洩等の危険性の排除を乙が保証するものではないことを認識し、セキュリティの確保および再取引サービスの適切な利用等再取引サービスの利用にあたり十分な注意を払うものとします。

第73条 (再取引サービスの利用)

1. 甲は、再取引サービスを利用して、新たな与信処理または与信売上処理を実行する場合には、クレジットカード番号を乙に伝送して直近で与信処理または与信売上処理を行った際の取引データ（以下、「旧取引上データ」といいます。）と新たな与信処理または与信売上処理の実行を行う為のデータ（以下、「新取引データ」といいます。以下、旧取引データと新取引データを総称して「課金用データ」といいます。）を併せて乙の指定する伝送手段・伝送形式にて乙に伝送するものとします。
2. 乙は、旧取引データにより特定されるクレジットカード番号を用いて、新取引データの与信処理または与信売上処理を行い、処理結果について甲に返信するものとします。
3. 甲が誤って送信した旧取引データまたは新取引データを乙が処理を行ったとしても乙は一切の責任を負わないものとします。
4. 甲は、再取引サービスを利用した与信処理・与信売上処理においては、本人認証サービスを導入している場合といえども、同サービスの適用除外となることにつき、あらかじめ承諾するものとします。

第74条 (課金用データ等の授受に関する乙の責任範囲)

第73条に定める旧取引データまたは新取引データの受領が不能であった場合もしくは遅延した場合、または処理結果の返信が甲によって受領できなかった場合もしくは遅延した場合であっても、乙の責めによらない事由またはコントロール外の事由による場合は、乙はその責任を負わないものとします。

第75条 (情報漏洩に関する乙の責任)

乙は、課金用データの乙による受領以前に生じた第三者への漏洩・破壊その他の事項に関し、責任を負わないものとします。

第7章 ファイル処理サービス

甲が第1条第10号③に定めるファイル処理サービスの利用を希望する場合には、第1章および乙が指定する各決済品目に関する各章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。

第76条 (用語の定義)

「ファイル処理サービス」とは、乙の次の各号のサービスおよびこれに付随するサービスをいいます。

- (1) 乙が決済データの処理に使用する乙のサーバー（以下、「決済データ処理サーバー」といいます。）において、甲のコンピュータからインターネットを経由して受信した決済データをカード会社または提携決済事業者（以下、カード会社と提携決済事業者をあわせて「決済事業者等」といいます。）に伝送し、決済事業者等から受信した処理結果とともに決済データ処理サーバーに保持すること。
- (2) 甲が、インターネットを経由して決済データの処理状況の閲覧およびクレジットカード決済の処理を行うための乙所定の取引管理機能を決済データ処理サーバーにおいて提供すること。
- (3) 決済データ処理サーバーにおいて処理された甲のクレジットカードの売上請求データを、乙所定の期日に決済事業者等に磁気記憶媒体または其他媒体によって引渡すこと。
- (4) 前各号に付随関連する業務

第77条 (ファイル処理サービスの提供)

1. 乙は、甲が乙に対してファイル処理サービスの利用を開始する日として通知し、乙が受諾した日から甲に対し、ファイル処理サービスを提供します。
2. 乙は、ファイル処理サービスを善良なる管理者の注意義務をもって提供するものとします。
3. 乙は、甲が誤って送信した決済データを受信した場合に、当該決済データを処理したことにより、なんら責任を負いません。
4. 乙が本規約に定める義務の履行をせず、または、遅滞したとしても、その原因が次の何れかにある場合には、乙はなんら責任を負いません。
 - ① 当該義務の遅滞が甲の行為または不行為による場合。
 - ② 法規違背を避けるために合理的な必要性がある場合。
 - ③ 乙の責によらず決済データを受領できなかった場合。
 - ④ 乙のコントロール外の事由。
5. 乙は、ファイル処理サービスを乙所定の仕様にに基づき提供するものとします。ファイル処理サービスが甲の利用上の必要に適合するか否かの判断は、甲自身が行うものとします。

第78条 (甲の義務)

1. 甲は、ファイル処理サービスの利用に際し、次の各号の規定に従うものとします。
 - (1) 甲は、ファイル処理サービスで処理を行うための決済データを、乙所定の仕様で決済データ処理サーバーに伝送するものとします。
 - (2) 甲は、決済データ処理サーバーの取引管理機能により乙がファイル処理サービスにおいて処理した決済データを適宜確認するものとします。
2. ファイル処理サービスの利用において、甲の責に帰する事由により、顧客または決済事業者等との間のトラブルその他事故が発生し、これによる乙の負担が重いと乙がその裁量により判断する場合、乙は、甲にその旨通知するものとし、当該通知後30日以内に事態が改善されない場合、乙は、本規約を解除するか、または、本規約に基づく甲に対するファイル処理サービスの提供を一時停止することができるものとします。
3. 甲は、ファイル処理サービスの利用にあたり、顧客から取得したクレジットカード番号の保管について、以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 甲は、クレジットカード番号の管理に関しては、すべて甲の費用と責任で行うものとし、クレジットカード番号への不正アクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩等が生じた場合に甲の責任で対応するものとし、乙にはなんら迷惑をかけないものとします。
 - (2) 甲は、クレジットカード番号をファイル処理サービスの目的以外に利用してはならないものとします。
 - (3) 甲の責任において、クレジットカード番号への不正アクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩を防止するための合理的な安全対策を講じるものとします。
4. 甲は、クレジットカード番号への不正アクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故が発生した場合またはそのおそれがある場合、乙に直ちに連絡をするものとします。

本件決済サービスの提供に係る条件

1. 全旅ペイメントサービス

1. 甲は本件決済サービスを利用する場合には、乙に対して以下の手数料を支払うものとします。

2. クレジットカード決済サービス

甲は、第1条第9号①に定めるクレジットカード決済サービスを利用する場合には、乙に対して以下の手数料を支払うものとします。

(1) 差引決済手数料（消費税別）

- ① トランザクション処理料 0円/1件^{※1}
- ② 収納手数料 総売上額の1.3%^{※2}

※1 乙の決済データ処理サーバーで受信したクレジットカード決済（与信要求電文、売上要求電文、キャンセル（与信）要求電文、キャンセル（新規）要求電文の処理において取引結果が成功と失敗、キャンセル（売上）要求電文の処理において取引結果が成功と拒否、ダイレクト返品処理において取引結果が成功した場合）にかかわる料金です。左記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを1トランザクションとします。

※2 取扱期間ごとのクレジットカード決済サービスで収納された収納合計金額が対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます。

3. コンビニエンスストア決済サービス

甲は、第1条第9号②に定めるコンビニエンスストア決済サービスを利用する場合には、乙に対して以下の手数料を支払うものとします。

(1) 差引決済手数料（消費税別）

- ① トランザクション処理料 0円/1件^{※1}
- ② 収納手数料 総売上額の1.3%

※1 乙の決済データ処理サーバーで受信したコンビニ決済（支払申込要求電文、支払申込キャンセル要求電文の処理において取引結果が成功した場合）にかかわる料金です。左記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを1トランザクションとします。

4. 銀行決済サービス

甲は、第1条第9号③に定める銀行決済サービスを利用する場合には、乙に対して以下の手数料を支払うものとします。

差引決済手数料（消費税別）

- ① トランザクション処理料 0円/1件^{※1}
- ② 収納手数料 総売上額の1.3%^{※2}

※1 乙の決済データ処理サーバーで受信した銀行決済（支払申込要求電文の処理において取引結果が成功した場合）にかかわる料金です。左記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを1トランザクションとします。

※2 取扱期間ごとの銀行決済サービスにて顧客より支払われた料金の収納業務を行う対価として、収納1件当たり発生する料金です。決済事業者の所定の手数料が含まれます。

5. 本人認証サービス

甲は、第1条第10号①に定める本人認証サービスを利用する場合には、乙に対して以下の手数料を支払うものとします。

(1) 差引決済手数料（消費税別）

- ① トランザクション処理料 0円/1件^{※1}

※1 乙の決済データ処理サーバーで受信した認証要求電文の処理（取引結果が成功した場合）にかかわる料金です。左記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを1トランザクションとします。

6. 再取引サービス

甲は、第1条第10号②に定める再取引サービスを利用する場合には、乙に対して以下の手数料を支払うものとします。

利用料 無償

7. ファイル処理サービス

甲は、第1条第10号③に定めるファイル処理サービスを利用する場合には、乙に対して以下の手数料を支払うものとします。

のとします。

利用料 無償

8. 消費税

収納手数料の消費税は、合計金額に消費税相当額を加算して1円未満を切り捨てるものとします。

決済情報処理サービス用開発ソフト使用規約

甲と乙とは、本件決済サービス利用のために甲側サーバーで用いるコンピュータ・プログラムの開発を目的として、乙が提供するソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」）の使用に関し、以下の通り合意します。

第1条 ソフトウェア使用許諾

乙は、甲が本決済情報処理サービス用開発ソフト使用規約（以下、「本規約」といいます。）のすべての条項に同意することを条件に、甲に対し、次の各号の範囲内で本ソフトウェアを非独占的に使用することを許諾します。

- (1) 本件決済サービスの利用上必要となる乙設備との通信文の送受信を行うために、甲が正当に占有して管理するサーバー機（以下、「サーバー機」といいます。）上で本ソフトウェアを使用すること、または本ソフトウェアを用いてサーバー機で稼動するコンピュータ・プログラム（以下、「甲サーバーソフト」といいます。）を開発して使用すること。
- (2) 前号において、甲は、以下の①から②までの規定に従うものとします。
 - ①サーバー機は、本ソフトウェアおよび甲サーバーソフトを第三者が複製または改変できないように構築するものとし、乙所定の運用手順に従って、甲によるアクセスおよび利用ができるようにしておくものとします。
 - ②店舗サイト運営者によるサーバー機を通じた本ソフトウェアの使用は、本規約所定の権利制限ならびに乙の責任制限を含む使用条件に従ってなされなければならないものとします。

第2条 使用制限

1. 著作権等の保護

- (1) 本ソフトウェアにかかる著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権（以下、「知的財産権等」といいます。）は、乙および/または原権利者に帰属するものとします。
- (2) 甲は、本ソフトウェアに含まれる著作権表示、乙の製品であることを示す表示、その他一切の知的財産権等の表示をはずしてはならないものとします。
- (3) 甲は、本ソフトウェアのうちソースコード以外の形式で提供されるものの改変、リバース・エンジニアリング、ディスコンパイルおよびディスアセンブルをしてはならないものとします。
- (4) 甲は、本規約に基づく権利を第三者に質入、貸与、譲渡等してはならないものとします。

2. 目的外使用の禁止

甲は、本ソフトウェアまたはそのコンポーネントを本件決済サービス利用の目的以外に使用してはならないものとします。

3. 変更およびアップデート

- (1) 乙が本ソフトウェアまたはそのコンポーネントのアップデート、修正または新しいリリース（以下、まとめて「変更版」といいます。）を提供し、当該変更版を使用する旨通知した場合、または乙が本ソフトウェアの変更に対応する甲サーバーソフトの甲自身による変更が必要である旨通知した場合には、甲は、すみやかにその通知による指示に従うものとします。
- (2) 甲は、甲が前号の指示に従わなかった場合には、本件決済サービスを正常に利用できなくなることがあること、また、この結果、甲または甲の取引先その他第三者に損害が生じたとしても、乙はいっさい責任を負わないことにつきあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 第1号に定める変更版にも、本規約が適用されるものとします。
- (4) 乙は、以下の①乃至③の範囲内で本ソフトウェアの技術サポートを提供するものとします。
 - ①乙所定の変更版並びに当該変更版のインストール方法を甲に配布する
 - ②甲がダウンロードもしくは閲覧可能な状態にする
 - ③甲自身による甲サーバーソフトの変更が必要な場合に、本ソフトウェアにおける該当部分の変更およびその方法を通知する

第3条 輸出制限

甲は本ソフトウェアを外国に持ち出す際には輸出管理法、その他適用法規を遵守するものとします。

第4条 甲の責任

1. 甲サーバーソフトは、甲の責任と費用において開発するものとします。
2. 本ソフトウェアが甲の目的に適合するかどうかは、甲自身で判断するものとします。

第5条 乙の責任

甲は、本ソフトウェアを甲の責任において利用するものとし、乙は、甲による本ソフトウェアの誤操作等により甲に損害が発生したとしても、乙に責のある場合を除き一切責任を負わないものとします。

第6条 期間および終了

1. 本ソフトウェアの使用許諾期間は、本件決済サービスの利用のために甲乙間で締結された VeriTrans3G 利用契約の有効期間と同一とします。
2. 甲は、本規約に基づく本ソフトウェアの使用許諾が終了次第、本ソフトウェアの複製をすべて廃棄し、その使用を終了するものとします。

決済手数料に関する課金条件

1. 通信販売の取扱期間

課金対象を取扱期間ごとに集計締切、第22条に基づき乙が甲に商品代金の総額から差引決済手数料（消費税別）を差し引いた金額を甲の指定する金融機関に送金する場合は、振込日までに送金するものとします。甲の商品代金の総額が差引決済手数料に足りない場合、甲は、支払日までに乙に支払うものとします。取扱期間、振込日、支払日は、別紙1に記載されています。

2. 指定金融機関

乙が甲に商品代金の総額から差引決済手数料（消費税別）を差し引いた金額を送金する甲の指定金融機関となります。指定金融機関は、別途甲が乙に対し通知するものとします。

3. 払込決済手数料

第22条に基づく決済手数料となります。甲に適用となる手数料は、別紙1に記載されています。

4. 差引決済手数料

第22条に基づく決済手数料となります。甲に適用となる手数料は、別紙1に記載されています。

5. 収納手数料

別紙1記載の、取扱期間にクレジットカード決済サービス、コンビニエンスストア決済サービスおよび銀行決済サービスで収納された収納金額に応じ課金される手数料となります。手数料単価、手数料率が併記されている場合、いずれか高い金額が適用となります。収納手数料の1円未満の端数は、切り捨て処理するものとします。

6. トランザクション処理料

乙の決済データ処理サーバーで受信した甲の決済にかかわる電文の処理に関する料金です。

7. その他料金

乙にクレジットカード番号検索を依頼される際や取引の取消をオフライン（FAXやメールなど）で依頼される時等に発生する手数料です。適用となる都度料金とその種類については、別紙1に記載されています。

8. 付随サービス料金

付随サービスをご利用される際の料金となります。適用となる付随サービス料金とその種類については、申込書に記載されています。また、甲に適用となる付随サービス料金は、別紙1に記載されています。

9. 印紙税

印紙税法に定められた税となります。非課税となります。コンビニエンスストア決済サービス、銀行決済サービスの収納金額に応じて発生する可能性があり、この場合の印紙税は、収納手数料に含まれています。

クレジットカード決済サービスの利用条件

1. 決済品目等※1

(1) クレジットカード決済サービス

ブランド	売上請求情報提出期限	通信販売の支払区分※2
VISA, MasterCard	与信データ取得日から 60 日	一括、リボルビング、分割

※1 上記ブランド、カード会社は乙が加盟店申請または決済事業者への利用申請を行うものであり、甲のショップにおける利用の可否は、申請後の審査結果によります。

※2 2回払い、ボーナス払い、ボーナス2回払い、ボーナス併用払いはご利用頂けません。または提携クレジットカード会社により対応していない支払区分がございます。